

36) 品目名：木質系防草材

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	<p>1 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと。</p> <p>2 製品が「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環 告第46号）に掲げる物質を溶出するおそれがある場合は、そ の物質について当該基準に適合していること。</p> <p>なお、建築解体木材を使用している場合は、以下の物質につ いて当該基準に適合していること。</p> <p>カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀及びセレン</p>
規格に関する基準	<p>1 材料は生分解性を有するものであること。</p>
循環資源の配合率	<p>木質部の原材料として、木質の循環資源を100%（重量割合） 使用していること。</p> <p>ただし、上記配合率に当てはまらない場合であっても合理的な 理由が明確に示される場合は、この限りでない。</p>

令和3年3月15日制定

令和8年2月16日改定（安全性に関する基準から材料を除外）